

森林情報士 登録の手引き

～ 令和7年度に登録される皆さまへ～

1. 合格おめでとうございます

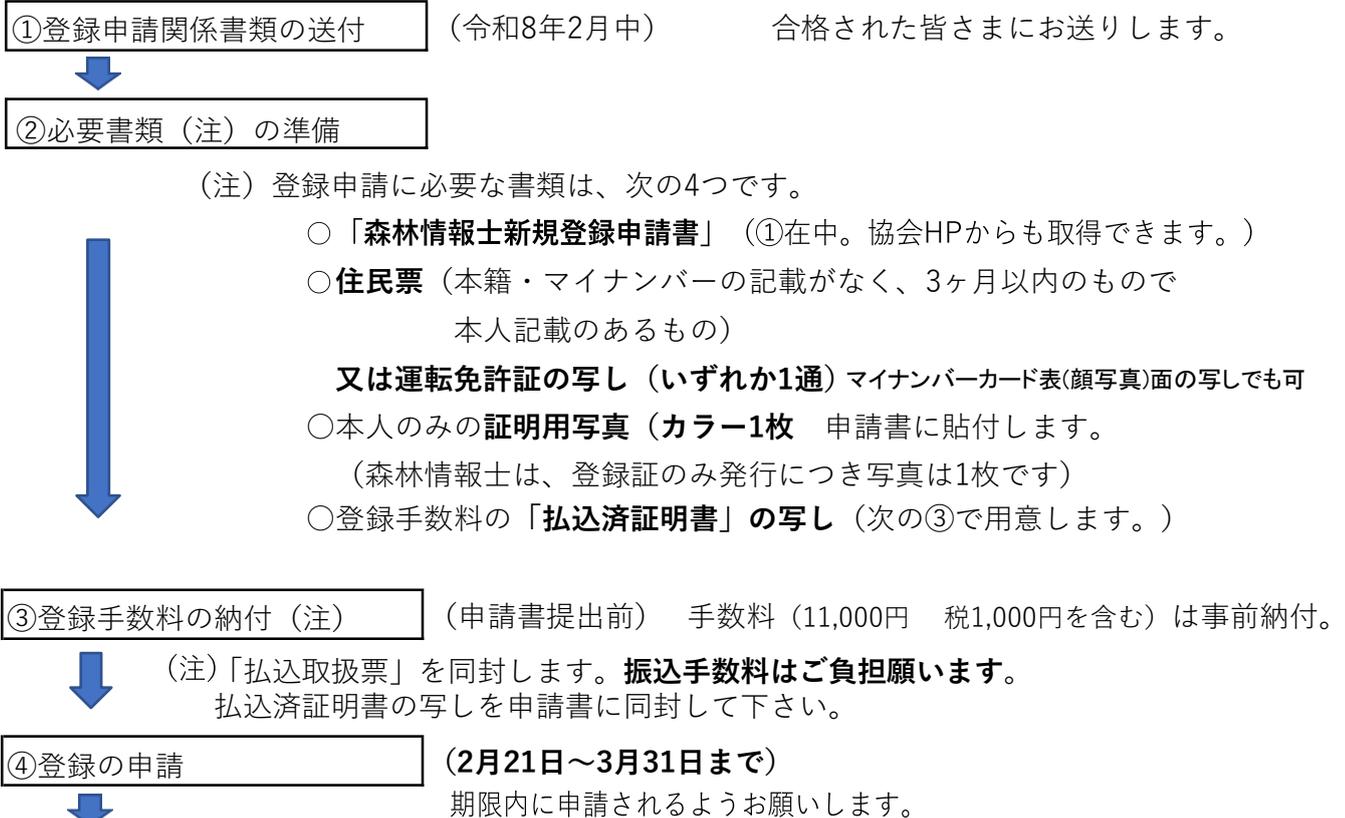
「森林情報士」の資格は、合格者が「森林情報士登録者名簿」（以下「登録者名簿」という）に森林情報士の登録をすることによって、正式に付与されます。

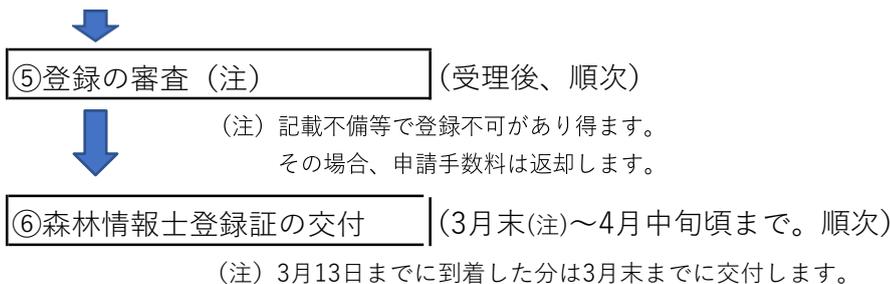
また森林情報士として資格取得後も、森林・林業の分野で社会から信頼されて活躍するための技術・知識の維持・向上に努めて頂くことを目的として、5年ごとに登録更新する仕組みにしています。

(1) 初回（新規）登録

- ①資格試験に合格した年度の2月21日から3月31日が新規登録の申請受付期間です。
この場合、新規登録日は合格の翌年度（上記の翌月）の4月1日です。登録証の有効期間はこの登録日から5年間（5年後の3月31日まで）となります。申請手順は下記の通りです。
- ②上記の期間に申請しなかった場合は、翌年度以降の同時期に申請することができます。
ただし、合格の有効期間は、合格年度を基準として翌年度から5年間で、これを過ぎると合格は無効になり以後の申請はできません。また初回登録の有効期間は、合格年度を基準として翌年度から5年間で変わりません。このため例えば、①から2年後の申請受付となった場合には、有効期間が3年間となります。

◎登録申請から、登録、登録証の交付までの流れをご説明します。





振込にあたっての注意事項

◎同封のゆうちょ振込用紙(払込取扱票)の場合
〔本人支払〕→振込用紙に、住所、氏名を記入してお振込みください。
〔会社支払〕→振込用紙に、住所、会社名、該当する登録者名を記入して振込み願います。

◎同封の振込用紙を使用せず、銀行振込の場合
〔本人支払〕→本人氏名を記入して振込み願います。
〔会社支払〕→振込者名に、該当する登録者名を追記してお振込みください。

※振込のシステム上、追記が困難な場合や、複数名分を一括で振り込まれる場合には、金額とその内訳(該当者名一覧)が記載されたメモを申請書に同封願います。
なお、振込当日に申請書を発送できない場合には、先上記メモをメールまたはファクシミリにて事務局あてにお送りください。

※「インボイス制度」等を念頭に、適正な対応を進めてまいります所存です。ご理解の程ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

新規登録申請書等は遅くとも令和8年3月31日までに提出して下さい。

◎「登録手数料」は事前の納付をお願いいたします。

新規登録手数料 11,000円（税1,000円を含む） →前頁③

なお、用紙を使用せず振り込む場合は以下のとおりです。

（他業務の日林協振込口座とお間違えにならないよう、ご注意ください。）

- ・銀行：三菱UFJ銀行 麹町中央支店 口座：(普)0023886
- ・ゆうちょ銀行：口座：00130-8-60448
- ・口座名義： 一般社団法人 日本森林技術協会

(2) 登録更新（5年後に向けての準備）

登録の継続には、5年ごとに登録の更新が必要です。登録有効期間の最終年度(5年目)の受付期間に登録更新の申請を行う必要があります(注)。更新には「継続学習」の申告が必要です。

更新には、下記（ア～エ）のいずれかに該当する学習の取り組みを記して下さい。

（ア～エのいずれか一項目以上の学習が必要です、記載は一項目で可）

ア 以下の誌上で学習した者（一誌で可）

- ・「森林科学」（一社）日本森林学会（年3回発行）
- ・「森林技術」（一社）日本森林技術協会（月刊）
- ・「現代林業」又は「林業新知識」（一社）全国林業改良普及協会（月刊）
- ・「地図中心」（一財）日本地図センター（月刊）
- ・「測量」（公益）日本測量協会（月刊）
- ・「先端測量技術」（公益）日本測量調査技術協会（年数回発行）

イ 森林GISフォーラム会員、地理情報システム学会会員、日本リモートセンシング学会会員、又は日本写真測量学会会員（何れかの会員である者）

ウ 森林分野CPD会員（森林・自然環境技術者教育会森林分野CPD制度）
又は測量CPD会員（測量系CPD協議会）（何れかの会員である者）

- エ ① 企業内研修において森林情報に関する技術指導した実績がある者（その技術指導の実施月日、場所、内容について簡潔に記載したメモを申請書に添付して下さい。）
- ② 森林・林業関係の学会誌、研究会などで森林情報に関する論文を発表した者（その記載された論文の冒頭のコピーを申請書に添付して下さい。）

（注）複数の部門を登録することとなった場合には、最新(今回)の登録部門の登録年度をもって更新の起算をし、一括して登録更新します。

(3) 登録の失効

①登録証の有効期限までに登録更新の申請を行わなかった場合、有効期間満了と同時に登録は失効し、登録者名簿には掲載されません。

②住所等の変更届けの提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに当協会に届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することになります。

③登録の有効期限までに登録更新の申請を行ったが、登録更新の基準を満たしていない場合は、登録が失効します。

(4) 再登録

登録更新の期限を過ぎても登録更新が行われていない場合、登録が失効し、森林情報士としての活動はできません（毎年度、登録者名簿を更新しています。）。
期限後に再登録を希望される場合は、「再登録申請書」（様式6 協会HPにあります）で申請していただきます。（再登録の要件や手数料は通常の更新申請と同様です。）

(5) 登録の抹消

① 次のいずれかの事項に該当する場合には、当該登録者の登録が抹消されます。

ア：登録の抹消の届けがあったとき。 イ：虚偽または不正の事実に基づいて資格試験を受験し、あるいは、登録を受けたことが判明したとき。 ウ：登録申請書、登録更新申請書、再登録申請書の重要な事項について、虚偽の記載があることが判明したとき。 エ：森林情報士の信用を傷つけ、または不名誉となるような行為があったとき。 オ：正当な理由なく森林情報士の業務に関し知った秘密を他に漏らし、又は盗用する行為があったとき。

② 次のいずれかに該当する者は、その該当期間中は、登録が取り消されるとともに、登録、登録更新や再登録を受けることができません。

ア：成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者。 イ：禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
ウ：公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者

(6) 新しい「森林情報士登録証」受領後は、大切に保管して下さい。

「森林情報士登録証」が届いたら、丁寧に取り扱いして下さい。

「登録証」の汚損や破損又は登録事項の変更により、再交付を希望される時は、「再交付申請書」（様式7 協会HPにあります）を提出して下さい。

（再交付手数料が必要です。別途納付をお願いいたします。）

なお、申請時期によっては再交付までに時間を要する場合があります。早めの申請をお願いします。

また、登録申請書の「氏名」「現住所」及び「欠格条項確認」に変更が生じたときには、速やかに「登録事項変更届」（様式5 上に同じ）を提出して下さい。住所等の変更届けの提出がなく、登録更新申請書類が所定の期日までに当協会に届かない場合は、登録更新を辞退したものとみなされ、登録が失効することとなりますのでご注意ください。

◎私たち日林協は、個人情報 を適正かつ安全に取扱います。

日本森林技術協会は、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を遵守し、情報セキュリティの確保はもとより、個人情報の適正かつ安全な取扱いに積極的に取り組んでいます。

お問い合わせ、各種の申請は下記あてにお願いいたします。

一般社団法人日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局
郵便： 〒102-0085 東京都千代田区六番町7
電話等：Tel. 03-3261-6968 Fax. 03-3261-5393
E-mail：mmb@jafta.or.jp（担当：一（いち））

記載例

(様式2) 森林情報士新規登録申請書

(注) 右枠内は事務局記入欄です。記入しないで下さい。

登録部門	
登録番号	
初回登録年月日	
最終更新登録	
登録有効期限	
管理番号	

※この太枠内に写真(縦4cm×横3cmのもの)を貼って下さい。

☆の項目は研修申し込み時のデータです。

(ふりがな) ①氏名 ☆	ニチリン タロウ 日林 太郎	→ ①②の内容が異なる場合のみ、右に記入。		
②生年月日 ☆	昭和 34年 4月 13日		□昭和/□平成 年 月 日	
③住所 ☆ → ③が異なるか、間違いの場合、右に記入。	〒 102-0085 (電話番号) 03-1234-5678 東京都千代田区下六番町7丁目7番地 山友町ビル1階			
	〒 - (電話番号) - -			
④勤務先等 ☆ → ④が異なるか、間違いの場合、右に記入。	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(自営等) ↓ <input checked="" type="checkbox"/> ありの場合は以下を記入して下さい。			
	名称 株式会社 森林産業			
	所在地 〒112-4649 (電話番号) 03-6789-0123 東京都文京区小石川町123番地 森林会館4階			
	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし(自営等) ↓ <input checked="" type="checkbox"/> ありの場合は以下を記入して下さい。			
	名称			
	所在地 〒 - (電話番号) - -			
⑤登録を申請する部門	<input type="checkbox"/> 森林GIS1級部門 <input type="checkbox"/> 森林GIS2級部門 <input type="checkbox"/> 森林リモートセンシング1級部門 <input type="checkbox"/> 森林リモートセンシング2級部門	→ 事務局が付した <input checked="" type="checkbox"/> が間違っている場合のみ、右欄に部門名を記入。	部門	
※連絡確認欄	平日連絡用電話番号		← 任意記入。申請書記載内容の確認等にも使用。	
	E-Mailアドレス	@		
⑥「欠格条項確認」欄 各項に該当しない場合は <input checked="" type="checkbox"/> チェックを記入して下さい。 ↓				
ア	成年後見人又は被保佐人の登記がされている者	<input checked="" type="checkbox"/> 左の各項に該当することはありません。		
イ	禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者			
ウ	公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者			
※書類確認欄	↓ 登録申請に添付が必要な書類をもう一度 <input checked="" type="checkbox"/> チェックして確認して下さい。			
	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票又は運転免許証の写し(③と同じであることを確認して下さい。)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 手数料払込済み証明書(写し)			
自署欄 (手書きでお願いします。押印は不要です。)	森林情報士の登録を申請します。 令和 8年 3月 3日 (一社) 日本森林技術協会 理事長 日林太郎 氏名			

新規登録申請書を提出する前に ～ もう一度、資料の点検をお願いいたします ～

提出いただいた資料に不備や誤りがあると、新しい登録証の発行までに思わぬ時間が必要になります。もう一度、提出資料の内容チェックをお願いいたします。

次の3つの提出資料が記入漏れなどがない状態でそろっているでしょうか？
点検して、チェックをして、確認の上で提出しましょう。

- 「森林情報士新規登録申請書」(1枚)
 - ◎氏名や現住所が**略字等ではなく、正確**に書かれていますか？
 - ◎**本人の写真が所定の位置**に貼り付けてありますか？

- 「住民票」又は「運転免許証」の写し(いずれか1枚)
 - ◎(いずれの場合も)氏名や現住所が上の「森林情報士新規登録**申請書**」の**記述と一致**していますか？(略字等が使われていないですか？)
 - ◎特に『住民票』(写し)の場合、「**本籍・マイナンバーの記載がなく、3ヶ月以内発行のもの**」で、**本人の記載があるもの**」ですか？

- 登録手数料の「払込済証明書」の写し(1枚)
 - ◎「払込済証明書」そのものではなく、「**写し**」(**コピー**)ですか？

→ すべてにチェックが入ったら、準備完了です。
封筒に入れて送って下さい。

○お問い合わせ、申請書の提出は下記あてをお願いいたします。

〒102-0085 東京都千代田区六番町7

一般社団法人 日本森林技術協会 森林系技術者養成事務局

Tel.03-3261-6968 Fax.03-3261-5393 担当： ー (いち)